平成30年3月22日告示第42号

佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、「暮らしとしての農業」に携わる農家を創出するため、市民が農業に触れる機会を提供する事業(以下「農家創出事業」という。)を実施するグループ、法人、組合、個人等(以下「事業実施団体等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業実施団体等とする。
 - (1) 市内に住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)を有すること。
 - (2) 農家創出事業を3年以上継続して実施する見込みのあること。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる経費は、農家創出事業に係る初年度(初めて第5条に規定する補助金の 交付決定のあった日の属する年度をいう。)から3年度間の事業費のうち市長が認めるものとし、 補助金の額は、年度ごとに、1事業実施団体等につき20万円を限度とする。 (交付申請)

- 第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業 補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する申請書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 「暮らしとしての農業」農家創出事業実施計画書及び予算書
 - (2) 事業実施団体等が団体の場合は、定款、規約その他これらに類する書類
 - (3) 事業実施団体等が団体の場合は、その会員等の名簿
 - (4) 誓約書(様式第2号)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正 であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該事業実施団体等に対し、規則第6条に定める 補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

- 第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業実績報告書(様式第3号)によるものとする。
- 2 規則第12条に規定する実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 「暮らしとしての農業」農家創出事業実績書
 - (2) 「暮らしとしての農業」農家創出事業経費精算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。 (補助金額の確定)
- 第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付決定の内容に照らし審査 し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業実施団体等に対し、規 則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金等の交付請求)

- 第8条 事業実施団体等は、補助金の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、規則第14条の 規定により、請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 事業実施団体等が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該事業実施団体等に対し、佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業

補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 事業実施団体等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。